

神奈川県屋外広告物審議会規則の一部改正について

1 神奈川県屋外広告物審議会規則について

現行の神奈川県屋外広告物審議会規則では、委員については定数を18人以内とし、神奈川県議会議員、神奈川県教育委員会委員、関係地方公共団体の職員、商工会議所関係者、広告業者、芸術家、学識経験を有する者及び民主団体代表者のうちから知事が委嘱することと規定している。

本規則に定める委員構成については、長年にわたって改正が行われていなかったが、より実態に即したものとするため、次のとおり見直し及び文言修正を行う。

2 改正内容・理由

○「商工会議所関係者」→「経済団体関係者」

「商工会議所関係者」については、現在、神奈川県商工会議所連合会に委員の推薦を依頼しているが、今後は、商工会議所関係者に限らず、商工会の関係者等、他の経済団体の関係者からも推薦を受けることができるよう、「商工会議所関係者」を「経済団体関係者」に改正を行う。

○「民主団体代表者」→「消費者団体関係者」

「民主団体代表者」については、消費者の目線からの意見を得るため、長年にわたって消費者団体連絡会に委員の推薦を依頼していることから、より分かりやすい表現とするため「民主団体代表者」を「消費者団体関係者」に改正を行う。

○「芸術家」→「学識経験のある者」

「芸術家」については、「学識経験のある者」に含める。

○委員人数の規定

委員人数(18人以内)の規定については、「附属機関の設置に関する条例」において別に定めていることから、規則からは削除を行う。

<現行>		統合	<改正案>	
区分	人数		区分	人数
学識経験を有する者	4名	}	学識経験を有する者	5名
芸術家	1名		統合	
県議会議員	4名	変更なし	県議会議員	4名
関係地方公共団体の職員	5名	変更なし	関係地方公共団体の職員	5名
商工会議所関係者	1名	区分名称変更	経済団体関係者	1名
民主団体代表者	1名	区分名称変更	消費者団体関係者	1名
県教育委員会委員	1名	変更なし	県教育委員会委員	1名
広告業者	1名	変更なし	広告業者	1名
合計	18名		合計	18名

3 新旧対照表(案)

別紙(資料3-2)のとおり

4 改正スケジュール(予定)

令和2年9月 改正規則の公布
令和3年4月1日 施行(委員改選)

新旧対照表(案)

○神奈川県屋外広告物審議会規則

新	旧
<p>第1条 神奈川県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員をもつて組織する。</p> <p>(1) <u>学識経験のある者</u></p> <p>(2) <u>神奈川県議会議員</u></p> <p>(3) <u>神奈川県教育委員会委員</u></p> <p>(4) <u>関係地方公共団体の職員</u></p> <p>(5) <u>経済団体関係者</u></p> <p>(6) <u>広告業者</u></p> <p>(7) <u>消費者団体関係者</u></p>	<p>第1条 神奈川県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)は、<u>委員18人以内で組織し、神奈川県議会議員、神奈川県教育委員会委員、関係地方公共団体の職員、商工会議所関係者、広告業者、芸術家、学識経験を有する者及び民主団体代表者のうちから知事が委嘱する。</u></p>
<p>2 審議会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。但し、その数は5人を<u>超える</u>ことができない。</p>	<p>2 審議会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。但し、その数は5人を<u>越える</u>ことができない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第2条～第10条 (略)</p>	<p>第2条～第10条 (略)</p>